

相続人代表者 指定（変更）届出書 兼 固定資産現所有者 申告書

令和 年 月 日

犬 山 市 長 宛

被相続人に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項により届け出ます。

また、犬山市税条例第67条の6により、地方税法第384条の3に規定する固定資産の現所有者を次のとおり申告します。

1 被相続人（亡くなられた方）

死亡時の住（居）所			
ふりがな		死亡年月日	年 月 日
氏 名			

2 相続人代表者（現所有者代表者） ※納税通知書等受取人

住 所											
ふりがな		被相続人との続柄									
氏 名		生年月日	年 月 日								
電話番号	()										
個人番号 (右詰めで記載)											

3 その他の相続人（その他の現所有者）

住 所											
ふりがな		被相続人との続柄									
氏 名		生年月日	年 月 日								
住 所											
ふりがな		被相続人との続柄									
氏 名		生年月日	年 月 日								
住 所											
ふりがな		被相続人との続柄									
氏 名		生年月日	年 月 日								

○裏面もご覧ください。

3 その他の相続人（現所有者）

住 所			
ふりがな		被相続人との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
ふりがな		被相続人との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
ふりがな		被相続人との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
ふりがな		被相続人との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日

※相続人代表者（現所有者代表者）が法人の場合は、住所及び氏名欄に法人所在地及び法人名を、個人番号欄に法人番号を記載してください。

※この届出書（申告書）は、相続人（現所有者）であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに下記提出先へ提出してください。

※この届出書（申告書）は、財産の相続登記には関係ありません。

相続登記の手続きは、名古屋法務局春日井支局へ、相続税の申告は、被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

※未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）の所有者を変更するときは、別に「未登記家屋所有者変更届」を税務課資産税担当へ提出してください。

なお、納税義務者は、変更届を提出された翌年度から変更されます。

○提出先・お問い合わせ先
〒484-8501
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市役所（1階）市民部 税務課 資産税担当
電話（0568）44-0315（直通）

※市役所記載欄

軽自動車税	市民税	資産税